

秋田市中通一丁目自動車駐車場
管 理 規 程

令和4年6月

秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理者

秋田市中通一丁目自動車駐車場管理規程

1 名 称

秋田市中通一丁目自動車駐車場

所在地

秋田県秋田市中通一丁目 4 番 3 号

2 駐車場指定管理者

(1) 所在地 秋田県秋田市中通一丁目 4 番 3 号

(2) 名 称 あきたまちづくり共同企業体

(3) 電 話 018-874-7500

(4) 代表者 秋田まちづくり株式会社 代表取締役社長 嶋 山 豊

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 利用（第7条～第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条～第18条）

第4章 引き取りのない車両の措置（第19条～第22条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第23条～第26条）

第6章 雜則（第27条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、24時間とする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日間とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場指定管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通

行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0m、幅1.8m、高さ2.1m、及び重量2.0tを超えないものに限るものとする。

第2章 利用

(駐車場の入出庫等)

第7条 車両が入庫するときは、駐車券発行機において駐車券の交付を受け、係員または場内標識、場内案内の指示する駐車位置に入庫するものとする。

- 2 車両が出庫するときは、料金精算機に駐車券を返納し、事前精算機または料金精算機において利用料金を納付し、出庫するものとする。
- 3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、出入庫管制機械（「駐車券発行機および料金精算機をいう」以下同じ）により、定期駐車券の確認を受けた後、入出庫するものとする。
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要あるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 歩行者を優先すること。
- (4) 車両同士の場合は出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 係員の指示並びに場内標識に従うこと。
- (2) 駐車場内の設備や機器については、取扱い説明の操作順序を守ること。
- (3) 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させな

いこと。特に、深夜、早朝の車両の出し入れにあたっては、近隣者や他人の迷惑にならないよう静かな運転を心がけること。

- (4) 駐車場内での洗車等他の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) ガソリンその他の危険物等、いかなる物品も駐車場に置かないこと。
- (6) 駐車場を現状のまま使用すること。また、理由の如何を問わず駐車場の施設、設備に変更を加えてはならない。
- (7) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。盗難などによる損害について管理者は責任を負わないものとする。
- (8) 駐車場内で喫煙したり、火気を使用しないこと。
- (9) 紙屑、ぼろ切れ等のごみ、その他汚物を捨てないこと。
- (10) 他の利用者の駐車位置、駐車場管理室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (11) 運転者は、場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (12) 場内において宿泊しないこと
- (13) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えないこと。事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (14) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (15) 場内では、営業、演説、募金、署名運動等の行為は絶対におこなわないこと。
- (16) その他駐車場管理業務又は他の自動車の駐車を妨げるなど利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は車室が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の構造上、駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれのあるとき。
- (3) 人体に危害を及ぼす物品や引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (4) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (5) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき。または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2) 利用者が出庫する場合に所定の料金を納付しないとき、又は定期駐車券を係員に提示または入出庫管制機械による確認を得ないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 利用料金及び算定等

(時間制利用料金)

第14条 時間制利用料金は車両1台につき次の表の通りとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前10時から午後4時まで	○初期時間：駐車時間最初の1時間につき100円（利用時間が30分を超えない場合にあっては、無料） ○単位時間：以降駐車時間1時間につき100円を加算する。（利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。）
夜間時間 午後4時から午前10時まで	○初期時間：駐車時間最初の1時間につき100円（利用時間が30分を超えない場合にあっては、無料） ○単位時間：以降駐車時間1時間につき100円を加算し、この時間帯の料金の上限は500円とする。 (利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。)

(消費税及び地方消費税を含む)

(時間制利用料金における駐車時間)

第15条 時間制利用料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内の車路を走行する時間や駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位時間料金で計算する。

(時間制利用料金の支払方法)

第16条 第7条及び第14条に定める時間制利用料金の支払いは、現金または管理者が発行する回数券（駐車場利用券）等によるほか、管理者が認める者が発行した駐車券によるものとする。

2 特別な料金及び利用に当たって条件のある駐車券等については、別に表示する。

(定期駐車券及び定期利用料金)

第17条 定期駐車券を発行する場合には、秋田市中通一丁目自動車駐車場条例第4条第2項の規定により、利用者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じ、あらかじめ市の承認を受けて、管理者が決定するものとする。

(1) 定期駐車券による利用料金は車両1台につき次の表のとおりとする。

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	管理者の定めるところによる	管理者の定めるところによる

(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期利用許可書で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期利用料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は指定日までに翌月分の定期利用料金を管理者に持参するか、指定口座に振り込まなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の利用料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期利用許可書において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期利用許可書において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期利用許可を取り消すことができる。

(不正利用者に対する割増金)

第18条 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正利用した場合は、定期駐車券を無効として回収する。

- (1) 定期利用許可書において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間以外に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りの無い車両の措置

(引取りの請求)

第19条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を越えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第20条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第21条 管理者は、第19条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第22条 管理者は利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄、その他の処分をすることができる。この場合において車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄、その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場に

おいて掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第23条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかった場合を除き車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意または重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 駐車場内における自動車の盗難、損傷その他の利用者の責めに帰すべき理由により生じた損害
- (5) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (6) 第13条の規定による措置

(損害賠償)

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して原状に回復をさせ、又はその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雜 則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定にしたがって処理する。

